

## (2) 療育手帳

区分	手続	手続に必要なもの	申込先
新規申請 県外からの転入 再判定 障がい程度の変更 再交付（紛失・破損）	交付等申請書	① 印鑑 ② 写真(縦4cm×横3cm) ③ 療育手帳 (再判定・破損の場合) ④ 旧居住地で交付された療育手帳 (県外からの転入の場合)	福祉事務所 (障がい者支援係) 電話 0855-75-1931 町内無料電話 375-1931
県内から転入 本人・保護者の氏名等変更	記載事項変更届	① 印鑑 ② 療育手帳	大和事務所 電話 0855-82-3121 町内無料電話 382-3121
死亡・本人都合による返還	返還届	① 印鑑 ② 療育手帳	

### 【判定の予約先】

※ 新規判定と18歳未満の再判定は浜田児童相談所（電話 0855-28-3560）

※ 18歳以上の再判定は心と体の相談センター（電話 08552-32-5905）

### 【療育手帳の各種料金割引・減免】

療育手帳A…第1種 療育手帳B…第2種

制度	内容				備考
J R 旅客鉄道 (株)旅客運賃割引	対象者	療育手帳A 本人及び介護者	療育手帳B 本人	療育手帳B (12歳未満) 本人及び介護者	窓口で手帳を呈示し、 割引乗車券を購入する。 ※注1：特別急行券除く。  詳しくは J R 西日本お客様センター 電話 0570-00-2486
	普通乗車券	介護者と乗車 →割引 単独で乗車 →片道100kmをこえる 区間について割引	単独で乗車 →片道100kmをこえる 区間について割引	×	
	定期乗車券	介護者と乗車→割引 ※介護者は通勤定期に限る	×	介護者と乗車→割引 ※介護者は通勤定期に限る	
	回数乗車券	介護者と乗車→割引	×	×	
	急行券 ※注1	介護者と乗車→割引	×	×	
	割引率	50%			
航空運賃割引	対象者	航空割引欄に本人又は本人・介護者と記載されている方			詳しくは航空会社に 問い合わせください。
	航空券	障がい者割引運賃適用			
	割引率	航空会社・時期・路線等により異なります			
県内運賃割引		バス	電車	旅客船	乗車券購入の際に手帳を 呈示し、購入する。 詳しくは適用会社に 問い合わせください。
	適用会社	市町村営バス、石見交通 一畑バス、松江市営バス 中国 J R バス、日の丸自動車 隠岐海士バス (一部介助者含む)	一畑電車 本人・介護者 最低運賃 大人 160 円 小人 80 円	隠岐汽船 第1種 本人 第2種 本人・介護者	

	割引率	50%	
タクシー運賃割引	割引率	10% (10円未満端数を切捨て)	詳しくはタクシー会社に問い合わせください。
有料道路通行料金割引	療育手帳A(第1種): 障がい者本人以外の方が運転し、障がい者本人が同乗される場合		福祉事務所 (障がい者支援係) 電話 0855-75-1931 町内無料電話 375-1931
	【手続きに必要なもの】 手帳、運転者の免許証、割引対象の車の車検証 (ETC御利用の場合は、ETCカード、ETCセットアップ申込書、証明書も必要です。)		
NHK放送受信料免除	・全額免除・・・療育手帳をお持ちの方がいる世帯で 世帯全員が住民税非課税 ・半額免除・・・療育手帳Aをお持ちの方が世帯主かつ受信契約者	〒690-0065 松江市灘町1-21 NHK松江放送局 電話 0852-32-0702	大和事務所 電話 0855-82-3121 町内無料電話 382-3121
郵便料金減免	・無料・・・点字郵便物、点字用紙及び盲人用録音郵便物 ・半額・・・盲人用点字小包郵便物 聴覚障がい者用小包郵便物(聴覚障がい者用ビデオテープ)		詳しくは郵便局に問い合わせください。
無料番号案内	療育手帳をお持ちの方 ふれあい案内 フリーダイヤル 0120-104174		詳しくはN T Tに問い合わせください。
携帯電話割引制度	携帯電話各社の携帯電話基本使用料等が割引になります。		詳しくは携帯電話各社へ問い合わせください。
施設利用料の減免	県内各施設の利用料が減免になります。 町内: ゴールデンユートピア利用料		詳しくは各施設に問い合わせください。
税金	所得税	本人又は配偶者、扶養親族が障がい(児)者の場合、所得控除の加算があります。 ・障がい者控除(療育手帳B) 控除額27万円 ・特別障がい者控除(療育手帳A) 控除額40万円 ※上記控除の他に、特別障がい者と同居し扶養している場合は「同居特別障がい者」の控除額が適用されます。	浜田税務署 電話 0855-22-0360
	住民税	本人又は配偶者、扶養親族が障がい(児)者の場合、所得控除の加算があります。 ・障がい者控除(療育手帳B) 控除額26万円 ・特別障がい者控除(療育手帳A) 控除額30万円 ※上記控除の他に、特別障がい者と同居し扶養している場合は「同居特別障がい者」の控除額が適用されます。	住民課 電話 0855-75-1213 町内無料電話 375-1213
自動車税減免	自動車の所有者及び運転者によって減免の適用される範囲が制限されています。 療育手帳Aの交付を受けている方 ・自動車の所有者		西部県民センター 県央事務所 電話 0854-84-9576
軽自動車税減免	障がい者本人又は障がい者と生計を一にする方(本人の所有する自動車がない場合) ・運転者 障がい者本人		住民課 電話 0855-75-1213 町内無料電話 375-1213
自動車取得税減免	生計を一にする方・・・障がい者の方のための交通手段として使われること 常時介護する方・・・障がい者の通学、通院、通所、生業等の利用に供していること		島根県税務課 電話 0852-37-0341